

新宿区教育委員会会議録

平成27年第4回定例会

平成27年4月3日

新宿区教育委員会

平成27年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年4月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時23分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次	文化観光課長	橋 本 隆

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（次長）
- 2 平成27年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
（次長）
- 3 hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）について
（教育指導課）
- 4 特別支援教育課題検討委員会 平成26年度のまとめと平成27年度の取
組みの重点について（教育支援課）
- 5 愛日小学校建設工事説明会及び起工式典について（学校運営課）
- 6 平成27年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課）
- 7 平成27年度新宿区立幼稚園園児数について（学校運営課）
- 8 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館）
- 9 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定について（中央図書館）
- 10 平成27年度夏目漱石関連事業について（文化観光課）
- 11 平成28年度使用教科用図書の採択について（教育指導課）
- 12 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員によりしく願います。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、地域文化部文化観光課長が出席いたします。

本日は、議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

◆ 報告10 平成27年度夏目漱石関連事業について

○羽原委員長 本日の進行につきましては、初めに報告10の説明を受け、質疑をした後、報告1に戻って順次進行するものとします。

それでは、報告10について、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 文化観光課長でございます。

まず、3月27日の教育委員会で御報告させていただきましたが、愛日小の遺跡の現地見学会を無事終了することができました。おかげさまで、420名の方々にお越しいただき、地域の歴史を確認していただいたところでございます。

それでは、平成27年度夏目漱石関連事業について御説明をいたします。

夏目漱石生誕150周年に当たります平成29年2月に開館予定の（仮称）「漱石山房」記念館につきましては、平成26年度、昨年度でございますが、建築の設計業務が完了いたしまして、本年11月ごろの着工を目指して現在準備を進めているところでございます。それに伴いまして、本年度の関連事業の内容について御説明をさせていただきます。

まず1番、情報発信でございます。

まずはイベントというところでございますが、こちらにつきましては、新宿区夏目漱石記念施設整備プロジェクト第5回及び第6回を予定してございます。第5回については、本年の12月ごろ、第6回につきましては来年2月ごろの予定をしてございます。本年実施します第5回につきましては、後ほどまた御説明をさせていただきますが、新宿区夏目漱石コンクールの表彰式を兼ねるものと考えているところでございます。

参考までに、平成26年度に実施いたしました整備プロジェクト第3回及び第4回の内容について記載してございますので、後ほど御確認をしていただければと思います。

続きまして、資料イのところ、こちらは今年度の新規事業でございます。新宿歴史博物館協働企画展「熊本と新宿を繋ぐ作家 漱石・八雲」と題しまして、7月18日から8月30日までの期間に実施をするものでございます。

本日、参考までに委員の皆様方のところに、うちわ型のチラシを配付させていただいてるところでございます。こちらに記載の期間は7月19日というようになってございまして、資料では18日となっております。18日の土曜日は内覧会の日になります。本企画展の内覧会につきましては、また別途、教育委員の皆様にご案内を差し上げる予定でございますので、お時間がございましたら、ぜひ内覧会に足をお運びいただければというように考えております。

続きまして、(2)の新宿区夏目漱石コンクールでございます。こちらは平成26年度に実施したものとほぼ同様の企画でございます。より多くの小学生、中学生、高校生に呼びかけまして応募作品を求めていきたいと考えているところでございます。

内容につきましては、1つの大きな柱、イの(ア)のところでございます。読書感想文コンクール、中学生と高校生を対象に行うものでございます。

続きまして、(イ)の絵画コンクール、こちらは小学生を対象に行うものでございます。

内容につきましては、平成26年度と同様で、記載のとおりでございます。

続きまして、コンクールの表彰等でございますが、審査委員長のもと、審査員を数名設けた上で厳正な審査を行いたいと考えてございます。その中から優秀作品につきましては、最優秀賞、優秀賞、佳作を選出してまいります。

先ほど御説明いたしました表彰式は、本年12月に予定されております整備プロジェクト第5回目のイベント内で実施する予定でございます。

周知の方法でございます。パンフレット、ポスターを本年も区内の公立小・中学校を初め、関係の学校、文学館、博物館等で配布をさせていただくほか、漱石ゆかりの自治体の所管部を通じて配布したいと考えているところでございます。

そのほか、企業の御協力も得まして、全国的にこの事業を発信してまいりたいと考えております。

オの関係者等一覧でございます。こちらは主に後援をしていただく関係自治体、地域団体、企業等、昨年とほぼ同じ規模を想定してございます。

平成26年度の実績でございます。読書感想文につきましては2,175点、絵画につきましては981点、1回目にして非常にたくさんの御応募をいただいたところでございます。

以上、本年度実施いたします事業の概略について御説明をさせていただきました。

それぞれ詳細につきましては、また決定次第、委員会等の場で御報告をさせていただきます。

引き続きまして、夏目漱石記念施設整備基金でございます。こちらは、平成25年7月に基金を設置したところでございます。その後、漱石愛好者を初めとする多くの方々、あるいは企業団体等にも御協力をいただきまして、平成27年3月20日現在では1,028件、5,782万2,000円の寄附が寄せられているところでございます。

平成27年度より広く募集をさせていただくほか、さまざまな工夫も凝らしながら、さらに寄附も呼びかけてまいりたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○羽原委員長 説明が終わりました。

報告10について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

私が1つ申し上げたいのは寄附の問題で、各県別の実績を見ると1件や5件など、漱石の名前からすると非常に少ないと思っています。早く目標額に達するようと思って申し上げるのですが、漱石の作品の中に、幾つか都道府県が出てきます。全部は無理だと思いますが、例えば越後の笹飴、「坊っちゃん」など、そのようなくだりを何かPR用に使うことで、その県に対して何らかの働きかけをするのはいかがでしょうか。愛読者は結構いますので、もう少し身近に感じさせる方法ができればいいなと思います。現に、小・中学生の作文やポスターにしても、これは特定の地域に多いことはやむを得ないけれども、作品としては非常にいいものがあるので、何かもう少しイメージを各地で膨らませるような工夫ができればと思っています。よろしく御検討ください。

ほかに何か。

[発言する者なし]

○羽原委員長 ほかに御質問がなければ、報告10の質疑を終了します。

◆ 報告 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

◆ 報告 2 平成27年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

- ◆ 報告 3 hyper-Q U（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）について
- ◆ 報告 4 特別支援教育課題検討委員会 平成26年度のまとめと平成27年度の取組みの重点について
- ◆ 報告 5 愛日小学校建設工事説明会及び起工式典について
- ◆ 報告 6 平成27年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について
- ◆ 報告 7 平成27年度新宿区立幼稚園園児数について
- ◆ 報告 8 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について
- ◆ 報告 9 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定について
- ◆ 報告 11 平成28年度使用教科用図書の採択について
- ◆ 報告 12 その他

○羽原委員長 次に、報告1から報告9、報告11について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、教育委員会事務局幹部職員の人事異動について、御報告申し上げます。

資料をごらんいただきますとおわかりのとおり、今回の人事異動は非常に少ないものでしたので、異動があった方について御紹介をさせていただきます。

教育支援課統括指導主事に着任いたしました、世田谷区からの異動の篠塚幸次でございます。

○統括指導主事 どうぞよろしくをお願いいたします。

○次長 よろしくをお願いいたします。

参考としまして、前任の長井統括指導主事につきましては、落合第四小学校の校長に昇任異動になってございます。

続きまして、平成27年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について御報告申し上げます。

この2月25日、26日に行われました代表質問の中から、主な点につきまして幾つか御紹介をさせていただきます。

資料をごらんください。

まず、民主・無所属クラブ代表質問、鈴木ひろみ議員でございます。

子どもを犯罪から守る施策についてというような項目の中で、（1）番につきまして、平

成24年度に実施した通学路の緊急合同点検について、その調査の具体的な内容と対策が遅れている箇所においては、今後どのように改善を行う予定なのかという御質問です。

そして、(2)として防犯カメラ、(3)については、「しんじゅく安全・安心情報ネット」についての御質問がございました。

答弁でございます。教育長答弁をごらんください。

平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検では、各小学校が通学路の安全点検を行い、その結果をもとに学校、PTA、警察、道路管理者、教育委員会事務局等が合同で116カ所の点検を実施した。そのうち対策が必要な箇所は88カ所で、平成26年度までに路面への通学路表示、カラー舗装、ガードパイプやミラーの設置、信号機の秒数調整など、対策については全て終了しているというところを御案内してございます。

そのほか、新宿区の通学路、交通安全プログラムを作成した件などを答弁の中で御説明しているところでございます。

次に自由民主党でございます。

代表質問、吉住議員からの質問といたしまして、「健康づくり」は、まちづくりについてという項目でございます。

(1)が区立学校における健康教育と食育がどのように推進されているのかという御質問、そして(2)として、食物アレルギーに対する取り組みはどのようになっているのかという御質問をいただきました。

これに対する答弁でございます。

健康教育についての区立学校での取り組みでございますけれども、ある小学校では、養護教諭が身近な飲み物に含まれている砂糖の量を調べる授業を行っており、児童はジュースには予想以上に砂糖が入っていることに驚き、砂糖をとり過ぎないことの大切さを学んでいる。また、インフルエンザの流行時期には、うがい、手洗い等の大切さについて、学校だよりや保健だより等により知らせ、家庭で話題にできるようにしている。

食育について、教育委員会では、発達段階に合わせた食育を推進するための指導目標となる「学校食育計画」を作成している。この計画に基づき、各学校・園では、教員や栄養職員等から選任された食育推進リーダーを中心に食育を推進している。ある幼稚園では、幼児が栽培した大根を使い、菜っぱ飯や豚汁をつくり、保護者と一緒に食べるなど、食への関心を高めるようにしている。また、ある中学校では、家庭科で体に必要な栄養素を学び、1食分の献立をつくる活動を通して、生徒自らの食生活を振り返ることができるように工夫してい

る。これらの取り組みについて、食育実践事例集にまとめ、各学校・園に周知し、幼児・児童・生徒の健康づくりに活用ができるようにしているところを御説明いたしました。

(2) のアレルギー対策でございます。

給食の提供については、誤配膳防止のチェック機能を強化するため、「学校給食アレルギー対応調理手順書」を作成した。具体的には、調理前後、盛りつけ時、ワゴンに乗せるときなど、各段階で指さし喚呼によるダブルチェックを実施し、担任や本人に手渡す際は口頭で対応内容を説明している。また、確認に必要な帳票を作成できるシステムを構築し、チェック表、ラベルシール、引き渡し票などの印刷が簡単にできるようになり、書き写しなどのミス防止につながっている。このように給食室の具体的な対応の仕方をマニュアル化し、先駆的な取り組みを行っているところを御説明いたしました。

次に、区立幼稚園のあり方についてでございます。

幾つか質問の項目がありましたけれども、(2) をごらんください。

平成24年に出された「区立幼稚園のあり方の見直し方針(案)」では、私立幼稚園及び子ども園とあわせた保護者の選択の幅をさらに広げることや、効果的な集団保育等の実施が可能な一定の園児数を確保することを目的としていた。これらの目的自体は非常に大切であると思うが、今回の見直し方針案ではその目的は変わるのかという御質問がございました。

それに対するの答弁でございます。教育長答弁をごらんください。

平成24年度に取りまとめた「区立幼稚園のあり方見直し方針(案)」については、その後の園児数の動向やニーズ調査の結果等を踏まえ、現在、再検討を行っている。しかし、「保護者の選択の幅を広げる」「効果的な集団保育の規模を確保する」という見直しの目的は、現時点においても幼児教育を考える上では大切な観点であると考えているとお答えしたところでございます。

進ませさせていただきます。公明党の代表質問をごらんください。

教育施策の充実についてという質問項目でございます。幾つか項目がございますが、(2) をごらんください。

文部科学省は、平成27年1月30日に第1回「フリースクール等に関する検討会」を開き、その位置づけや支援策のあり方を議論している等の項目がございました。

それに関しての答弁でございます。教育長答弁をごらんください。

区内では、区施設を使いながら、NPO法人の東京シューレが若松町にフリースクールを開設しているほか、北新宿では大智学園が不登校だった生徒も受け入れている。このような

子どもの状況に応じた多様な教育活動の場をととても意義あるものと認識している。こうした不登校の状況を憂慮すべき事態との認識に立つ文部科学省では、フリースクールに関する省内検討チームを10月に立ち上げ、検討を始めたところである。有識者からなる検討会議では、フリースクール等で学ぶ子どもたちの現状を踏まえ、学校外での学習の制度上の位置づけ、子どもたちへの支援のあり方、経済的支援のあり方などについて検討を進めている段階である。今後の動向に注視しながら、フリースクールとの連携のあり方を含め研究していくという方向性を語らせていただきました。

一般質問がその後、続いてございます。

一般質問の、郷土芸能の継承についてという項目の中で、平成2年に指定を受けた「戸塚囃子」がある。こうした郷土芸能には、都市の舞台芸能に見られない独自の、しかも高い水準での表現の世界が築かれており、それだけに区民が郷土芸能を通してふるさと感じ、郷土愛を育める魅力を持っているという御案内の中で、(1)につながります。

小学校・中学校においても、和楽器を活用した音楽教育の中で、区内に存在するさまざまな郷土芸能の実演を通して啓発を行うような創意工夫をしてはいかかかという御提案を含めた御質問がございました。

それに対するの答弁でございます。

新宿区は、多くの郷土芸能に恵まれた地域であり、これまでも、音楽の授業において和楽器に親しむ活動の一環として、郷土芸能を取り上げている学校がある。例えば戸塚第一小学校では、地域に伝わる「戸塚囃子」の実演を鑑賞したり、締太鼓を体験する授業を行っている。このような取り組みは、和楽器に親しむだけでなく、郷土芸能が長い歴史を経て受け継がれてきたことや、地域の文化を継承していく大切さを学ぶ貴重な機会にもなると考える。今後も、各学校にこのような地域の特色を生かし創意工夫した教育活動を進めることができるよう支援していくとお答えしたところでございます。

続きまして、共産党の代表質問、田中議員の生活保護受給者への支援についてのご質問です。

就学援助の認定基準は改定前の基準に据え置いてきたが、今後はどうなのかという御質問でございます。

この御質問に対する答弁でございます。

平成27年度も引き続き、平成26年度と同様の基準により実施をしたいと考えているとお答えしたところでございます。

続きまして、花マルクラブ代表質問の新宿の教育についてという質問項目で、教育委員の体制についての御質問が趣旨になってございます。

(1) でございます。

教育委員は全体的には行政追認でしかないのではないかと感じており、教育委員を1人減らして5人体制に戻すべきと思っている。教育委員からの提案で実現したことはどのようなことがあるか。

(2) といたしまして、区立幼稚園でも「預かり保育」を実施すべきと主張してきたが、いまだに実現していない。教育委員の中から「区立幼稚園でも預かり保育を実施すべきではないか」との意見が出されたことはないのか、もしあったとしたら、どのようなことからその意見が実らなかったのか。

(3) は、PTAや区民から「教育委員が1人増えてよかった」との声が実際に出ているのか。また、教育委員とPTA幹部などを含め、新宿区民、新宿の子どもたちと話し合う機会はどのようなものがあるのか。区長と話そう新宿トークのように、教育委員と一般区民が話し合う機会を設けるべきと考えるが、いかがか。教育委員から一般区民と直接新宿の教育等について懇談の場を設けたいとの声が出たことはないかという御質問がございました。

それに対する答弁でございます。

(1) 平成20年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育をめぐるさまざまな環境の変化に適切な対応ができる教育体制の構築が図られる観点から、教育委員に保護者を加えることが義務づけられた。このことから、それまでの5人の委員であったところを、条例で定めることで6人以上の委員とすることができるものとされた。区では、この法改正の趣旨を踏まえ、委員定数を6人としたが、これにより、一層多様な分野における識見を反映した意見が活発に出されている。

教育委員からの提案については、例えば教育ビジョンの策定や個別事業の見直し、点検・評価などの際に、教育委員がそれぞれの立場から検討いただき、具体的な提案や指摘があった。そうした意見により、教育ビジョンに3つの柱から個別事業までの施策体系一覧表を追加したり、予算編成に生かすために点検・評価報告書の作成を2月から10月に早めるなど、教育施策が区民によりわかりやすく、諸課題への迅速な対応に結びついたものとする。

(2) でございます。これまでに教育委員の中には、就労世帯への支援や保護者の選択の幅を広げるという観点から、「預かり保育」などの取り組みを進めるべきとの意見もあり、そうした子育て支援に向けての課題については、子ども園化計画の中で計画的に取り組むこ

ととしていた。しかし、その後の区の子ども・子育て支援事業計画（案）に基づくニーズ調査において、一時預かり事業のニーズ量が明らかになったことから、私立幼稚園と区立幼稚園の連携と役割分担の中で、預かり保育のニーズにどう対応していくべきかの検討を現在進めている。

（3）でございます。PTAや区民から直接そのような話を聞くことはないが、教育委員会としては、専門的知識や第三者の視点をより幅広く生かして、課題や改善の方向性を明らかにするなど、これまでの教育委員の活動が教育行政の充実につながっているものと考えている。

現在、教育委員会では、中学校生徒会役員会交流会で生徒の話し合いの場に立ち会うとともに、保護者代表との懇談会では活発な意見交換を行っている。さらに、学校の授業を見たり、入学式や卒業式、周年行事などの学校行事に出席することの中で、子どもたちの様子や教員の取り組み状況、学校施設の現状などを把握するように努めており、今後こうした取り組みをさまざまな機会を捉えて推進していくとお答えいたしました。

社会党の代表質問、かわの議員の質問でございます。

平和の推進と戦後70年についての質問項目の中で、（1）でございます。新宿区平和都市宣言30周年としての記念事業や取り組みについて、教育委員会としてはその意義を教育の場でどのように伝え、事業についてどのようなことを考えているのかというような御質問がございました。

それに対しての答弁でございます。（1）のところをごらんください。

中学校3年生の社会科では、教育委員会が作成した副読本「のびゆく新宿」を活用し、新宿区平和都市宣言の意義について学んでいる。この副読本には、「みずからも戦火を受けた住民として戦争の惨禍を人々に訴えるとともに、永遠の平和を築き、この緑の地球を次の世代に引き継ぐ責務がある」という本文を示すとともに、学校にある「新宿区平和都市宣言」のプレートの所在を確認する活動を行うという課題も示されている。これらの活動を通して、各学校では生徒に世界平和を実現するために、自分たちに何ができるかを考えさせるような指導を行っているというお答えをしたところでございます。

大変雑駁でございますけれども、御報告とさせていただきます。

○教育指導課長 それでは、報告3、hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）について御報告をさせていただきます。

新宿区教育委員会では、本年度、全ての区立小・中学校の小学校4年生から中学校3年生

までを対象に、年2回、hyper-QUという、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施します。本日は、hyper-QUについて説明をさせていただきます。

報告3の資料をごらんください。

まず、現状と課題について御説明いたします。

いじめや不登校、問題行動の未然防止のためには、児童・生徒理解が最も重要です。これらの問題を解決するには、教師に子どもの気持ち、不安や不満、満足感や疎外感などのこれらを敏感に察知したり、小さな変化に気づいたりすることが求められます。

しかし、若手教員の割合が増え、経験不足から児童・生徒のSOSのサインを見逃したり、学級の問題を自分だけで解決しようとしたりするなどの課題も散見されます。

教員が児童・生徒の学級内での状況を把握して、いじめや不登校、問題行動等に早期に対応し解決を図るための1つの方策として、このhyper-QUを実施するものです。

それでは、hyper-QUについて御説明いたします。

hyper-QUは、早稲田大学の河村茂雄教授が、不登校の予防やいじめ問題の把握のために開発した心理アンケートです。これは標準化された検査で、児童・生徒の潜在的な不安や不満を捉えることができ、小学校1年生から3年生までのものと、小学校4年生から6年生までのもの、そして中学生用の3種類があります。これを導入することにより、個々の児童・生徒の状況の把握が進み、対応方針に基づいた各学校の組織的な取り組みの充実が期待できます。

具体的なアンケート項目について御説明いたします。

hyper-QUは、学校生活意欲をはかるやる気のあるクラスをつくるためのアンケートと、学級満足度をはかる居心地のよいクラスにするためのアンケート、そしてソーシャルスキルをはかる日常の行動を振り返るアンケートの3つで構成されています。

この3つのアンケートを実施し、事業者に送り、分析することで、図にあるような結果のまとめ等が各学校に戻ってまいります。図は例であり、児童・生徒の氏名が入っていますが、新宿区では個人情報の保護の観点から、学校が割り当てた番号等により分析を依頼する予定です。

学校に提供される帳票例をごらんください。

例えば、ある児童・生徒が黄色で示した満足群に位置していれば、このお子さんは不適応感やトラブルが少なく、ある程度学級生活・活動に満足し、意欲的に取り組んでいることがわかります。

逆に、ピンクの部分に示された要支援群にいれば、不登校やいじめ被害を受けている可能性がとても高く、早急に個別支援が必要であることがわかります。

また、学級の全ての児童・生徒の分布の状況により、学級全体の状況を把握することも可能です。

区内には、既に学校独自の取り組みとして、このhyper-QUを実施してきた例があります。それらの学校の教員からは、元気そうに見えていた児童が実は悩みを抱えていることがこの調査からわかり学年で児童を見守る体制づくりにつながったことや、年間2回実施して組織的な対応を行うことで生徒の変容を確認することができたなどの声が寄せられています。

次に、スケジュールについて御説明いたします。

hyper-QUは、15分程度で行えるアンケート調査ですので、朝の時間などを活用し、各学校で実施する予定です。学校に結果が戻ってくるまでおよそ2週間程度かかることから、いじめ等のアンケートを行うふれあい月間を実施する6月、11月の時期に合わせて、5月、10月に実施することで、児童・生徒の状況をよりきめ細かく把握できるようにしていきます。

最後に、その他の点について御説明いたします。

このhyper-QUを各学校が十分に活用していくためには、教員がhyper-QUの趣旨や結果の活用方法を十分に理解することが必要です。効果的な結果の活用方法については、早稲田小学校と牛込第二中学校を本年度教育課題モデル校に指定して研究を行うとともに、開発者である早稲田大学の河村教授と連携して管理職や教員向けの研修を行い、いじめ、不登校その他問題行動の防止や、早期発見・対応に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○教育支援課長 それでは、報告4でございます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。特別支援教育課題検討委員会の平成26年度のまとめと平成27年度の取り組みの重点でございます。

まず、平成26年度の主な検討項目と内容でございます。

課題1は、特別支援教室を中心とした発達障害の児童・生徒への支援強化に向けた体制の確立でございます。

主なところで申し上げますと、(1)今年度に設置いたします情緒障害者等通級指導学級と、そこで新たに始める特別支援教室モデルの実施に向けた検討と準備でございます。それに伴い、資料に図がございますけれども、このような形でブロック分けをさせていただいて、おおむね3校から4校を1つのブロックとし、四角の枠に囲っている学校を拠点校とします。

平成27年度に開設する拠点校は、鶴巻小学校、四谷第六小学校とさせていただいております。ほかの拠点校につきましては、現在通級指導学級を設置している落合第一小学校、戸塚第二小学校、天神小学校につきましては、今ある施設をそのまま使うということで、整備の予定はございません。それ以外の落合第三小学校、戸山小学校、市谷小学校、富久小学校につきましては今年度に施設の整備を行い、来年度の全区実施に向けた準備をさせていただきたいと考えてございます。

(2) の特別支援教室運営に係るガイドラインの検討でございます。

この中では、実際に拠点校に配置された教員がどのように巡回するのか、指導内容をどうするのか、利用までの児童・生徒の流れ、校内での流れはどうするのかといった部分を現在、検討してございます。

そのような状況ですが、4月、5月頃から始まりますので、ガイドラインの概要は早急にお示しできるよう、現在準備をしているところでございます。

それから、中点の2つ目でございます、3月末に示される都のガイドラインの記述がございますけれども、昨日、メールで、概要版が送付されました。東京都のガイドラインの中身の精査をさせていただきながら、新宿区のガイドラインの最終的な作成に向けて、平成27年度についても引き続き検討してまいりたいと考えています。

次に、(3)、特別支援教室の設備についてでございます。こちらにつきましては、それぞれの拠点校の設備あるいは隣接校の設備について、それぞれ必要なものが異なりますので、通級指導学級教員の要望を踏まえて検討させていただきました。

例えば、隣接校であっても、教室を明るくしてほしい、蛍光灯のカバーをしてほしいなどの御要望がございましたので、それに沿うような形で準備を進めているところでございます。

次に、課題2の個に応じた指導の一層の充実と交流及び共同学習の推進でございます。

まず、(1)は、個別指導計画の様式の統一と各学校での有効活用でございます。現在、学校によって様式が異なりますので、統一化を図っていきたいと考えてございます。実務としては、平成27年度に書式の統一を図っていく方向で進めております。

次に、(2)の交流及び共同学習の推進というところでございます。副籍交流については就学相談時に丁寧な説明を実施させていただくこととなっております。副籍交流の副籍についてご説明しますと、こちらは特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校、それらを地域指定校といいますけれども、その地域指定校に副次的な籍を持ち、居住する地域とのつながりの維持、継続を図る制度でございます。

現在、新宿養護学校に在籍する児童・生徒につきましては全て副籍を設けているところでございます。

続いて、課題3、一貫性のある指導の展開と学校間の連携の推進でございます。

(1)は就学支援シートの活用です。昨年度から取り組んでいる就学支援シートですけれども、平成26年度の入学の際には60件の利用があり、若干の伸びを見せてございます。

次に、中点の2つ目の外国語版の作成でございます。今年度、6カ国語を新たに作成させていただきまして、周知を図ったところでございます。英語、中国語、ハングル語、それから、タイ、ミャンマー、ネパールの言語で作成させていただきました。しかし、ネパール語については利用の実績がございませんでした。

次に(2)の幼稚園への巡回相談の強化です。私立幼稚園へ専門家の派遣を昨年度させていただきました。私立幼稚園の御要望に応じまして、2回でございますけれども、新宿区の特別支援教育相談員を派遣いたしまして、助言をさせていただきました。

続いて、課題4、教職員の専門性の向上と児童・生徒及び保護者・区民の理解推進です。

(1)の研修資料の作成・配付につきましては、教員や保護者を対象に学校内が研修を行えるように、研修資料を教育支援課で作成しまして配付をしたところでございます。現在までのところ、小学校では、予定も含めて72%の活用、中学校については約50%の活用となっており、研修も進んでいる状況でございます。

次に(2)の区民説明会は、平成27年1月24日に鶴巻小で実施しました。主には、今年度モデル実施する該当校の保護者の方が多数出席された状況でございます。

続いて、平成27年度の重点ということでございますけれども、課題1から課題4までは、それぞれ項目の名称は特に変えてございません。

まず、課題1の主立ったところを申し上げます、発達障害の程度などに応じた重層的な支援体制の検討です。こちらは具体的には、現在は設置していませんが、情緒障害の固定級の設置や、中学校におけるこれからの情緒障害の特別支援のあり方について検討していこうと考えてございます。

それから、課題2でございますけれども、こちらは、先ほどご説明しました副籍とも絡んできますけれども、交流及び共同学習を推進するガイドブックを来年作成したいと考えてございます。

次に、課題3、一貫性のある指導の展開でございますけれども、こちらの主立ったところでは、個別の教育支援計画の作成ということで、個別の指導計画は短い期間ですけれども、

教育支援計画を一定の長さ、1年あるいは2年、3年と、さらには、小学校から中学校にかけての連携といったところも視野に入れ、これまでの検討を踏まえて、東京都の統一の書式を使用して、各学校に作成を促していきたいと考えています。

最後に課題4でございますけれども、こちらの主立ったところでは、保護者や区民向けの説明会の実施、あるいは区民への周知でございます。平成28年度の全校設置に向けまして、全ての保護者に向けてのチラシを作成させていただいて、配付させていただこうと考えてございます。

私からは以上でございます。

○学校運営課長 愛日小学校建設工事説明会及び起工式典について御報告申し上げます。

まず1点目でございますけれども、建設工事説明会でございます。日時、場所につきましてはここに記載のとおり、4月16日木曜日午後7時から、牛込笹笥地域センターの4階で行わせていただきます。

内容につきましては、新校舎建設のスケジュールについて、平成27年5月から着工し、竣平成29年2月に竣工という点について御説明いたします。次に2点目の工事概要について、総務部施設課等とともに御説明申し上げます。建設工事説明会実施の周知方法としては、近隣住民へのチラシ配布により行います。

2点目の愛日小学校の起工式典でございますけれども、5月12日火曜日に午前10時から11時まで、愛日小学校建設地におきまして行わせていただきます。招待者数は約110名を予定しております。招待者としましては、区議会、教育委員を含めた学校関係、改築検討委員会、関係町会等々です。そして今回は、愛日小学校の5、6年生の児童も参加する予定でございます。

起工式典の内容は記載のとおりでございます。

起工式典の後に、簡単な茶菓を中心に懇談会を立席形式で行う予定でございます。

続きまして、報告6の平成27年度新宿区立小・中学校の児童・生徒数について御報告申し上げます。

4月1日現在の児童・生徒数については、各学校からの報告をもとに集計したものでございますが、4月1日付の転出入に伴い、保護者から学校への届け出が遅れる場合もございますので、速報版とさせていただきます。数値については、若干変更が生じる可能性がございます。特に、学級数などについて変更が生じましたら、後日、報告申し上げます。

まず、小学校の総数でございますけれども、昨年と比べまして175名増え、合計が8,235名

でございます。学級数としては336学級でございます。昨年度が323学級でございますので、13学級増えてございます。

特徴的なところを御紹介いたしますと、まず1年生でございますけれども、四谷小学校を除く全校で35人学級対応の学級編制ができました。四谷小学校につきましては、35人学級対応であれば3学級となるところですが、教育上、学校運営上の観点から2学級となりました。

なお、昨年と比べまして大きく人数が変動した学校を申し上げますと、津久戸小が19名増、市谷小が18名増、余丁町小が15名増、落一小が14名増。逆に、戸一小が11名減、淀四小が24名の減でございます。

続きまして、2年生でございますけれども、四谷小、落一小、落四小を除き、35人以下の学級編制ができております。

なお、四谷小、落一小、落四小につきましては、先ほどの四谷小と同じように、教育上、学校運営上の観点から2学級となっております。

続きまして、中学校の状況でございます。

生徒数は昨年度に比べまして、54名減の2,808人でございます。学級数につきましては、5学級減の97学級というところでございます。特徴的なところを申し上げますと、1年生でございますけれども、西早稲田中が150名、新宿西戸山中が106名ですから、本来35人学級対応であれば、それぞれ5学級、4学級となるところですが、教室の確保が困難ということで、4学級と3学級とせざるを得なかったところがございます。

昨年に比べて大きく人数が変動した学校を申し上げますと、落合中が21名の増、四谷中が18名の増、逆に落二中が23名の減、牛込三中が17名の減となっております。

続きまして、特別支援学級・学校でございます。

まず、小学校でございますけれども、1番から5番までの知的障害につきましては、本年度は8名増の73名でございます。また、6番目の余丁町につきましては、これは院内学級でございますけれども、東京女子医大内にあります病弱の院内学級でございます。昨年と同様の4名でございます。

網かけの7番から11番につきましては、通級学級でございます。なお、10番、11番につきましては、今年度より鶴巻小、四谷六小が加わってございます。

この7番から11番の合計は、昨年度が123名に対しまして、今年度は158名ということで、35名の増となっております。それから、12番目の新宿養護学校でございますけれども、昨年

度は32名、今年度は33名ということで、1名の増となっております。合計で101名だったところが110名となっております。

続きまして、特別支援学級・特別支援学校の中学部でございます。

1番から3番の知的障害でございますけれども、昨年度35名、今年度も同様の35名となっております。4番、5番の通級学級でございますけれども、昨年度の28名に対して本年度が20名でございますので、8名の減となっております。6番目の新宿養護学校でございますけれども、昨年度が15名に対して今年度が11名ということで、4名の減でございます。

最後に、日本語学級でございます。まず、小学校の大久保小でございますけれども、昨年と同様の2学級でございます。昨年度の34名に対しまして、今年度は33名ということで1名の減でございます。

次に、中学校の日本語学級、新宿中でございます。こちらは、昨年度が11名で、学級数1のところを同様に、今年度も11名ということになってございます。学級数は1学級でございます。

児童生徒数の報告は以上でございます。

続きまして、報告7の平成27年度の新宿区立幼稚園園児数について御報告申し上げます。

まず、3歳児につきましては全体が173名ということで、前年度に比べて11名の減で、定員に対する充足率は92.5%でございます。4歳児につきましては256名、昨年度に比べて40名の減で、定員に対する充足率は61%、5歳児につきましては295名、前年と比べて14名の減で、充足率70.2%です。

3歳児、4歳児、5歳児を合計いたしますと、65名減で、充足率70.5%、前年度に比べまして4.1%の減となっておりますが、前々年度の25年度に比べては3.6%の増となっております。

なお、今回の減少要因につきましては明確な要因はつかめてはおりません。各園の聞き取りの中で特徴的なものを申し上げますと、4歳児については、例年3歳児の段階で抽せんに漏れた方が、翌年、定員に比較的余裕がある4歳から入園予定だったという傾向がありました。しかし、今年度は、3歳の段階で私立園や他区の園、子ども園等に入園しており、4歳の戻りが少なかったという傾向があらわれております。

なお、戸塚第一幼稚園につきましては、応募されるかたがいませんでしたので、今年度から休園となりました。申し添えさせていただきます。

簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○中央図書館長 続きまして、報告8、それから報告9の報告をいたします。

まず、報告8でございます。「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況でございます。

現在の子ども読書活動推進計画は、子ども読書活動推進法に基づき、策定する平成24年度から平成27年度までの第三次計画でございます。進捗をはかる物差しとして、5つの数値目標を定めていますが、平成26年度の数値が確定いたしましたので、報告するものです。

次に、数値目標でございますが、まず1つは区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加でございます。

区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加でございますが、合計でいいますと、目標値11万6,000人に対しまして、10万8,526人ございました。

次に、2つ目の指標であります、区立図書館における団体貸出冊数の増加、こちらも同じように、目標値が5万冊に対しまして、平成27年1月末の現在値が5万4,704冊ということで、目標を上回る実績を上げることができました。

それから、3つ目が区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少です。この不読者率と申しますのは、1カ月間に本を1冊も読んでない児童・生徒の割合ということで、これが低ければ低いほど読者に親しんでいるということが言えます。

平成27年度の目標値が小学生5%以下に対しまして、平成26年度の実績が2.8%ということで、目標を達成してございます。

それから、中学生につきましては、20%以下の目標に対しまして7.2%です。こちらは平成24年当時と比較いたしますと、年々、不読者の割合が減少しているということで、目標を達成してございます。

次に、4つ目の指標でございます。1カ月間に学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合ということで、目標値は小学生が85%、中学生が40%です。この目標に対しまして小学生が67.1%、それから中学生が28.9%ということで、目標まで至っていない状況でございます。

最後に、5つ目の読書が好きな児童・生徒の割合の増加ということで、平成27年度の小学生が目標95%、中学生85%に対して、読書が好きな児童・生徒の割合が実績では小学生85.3%、それから中学生71.8%ということで、あと一歩というような状況でございます。

今後も、27年度、今年度、この目標値の達成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、報告9でございます。第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定についてでございます。

子ども読書活動推進法、これは平成13年12月に公布・施行されたわけでございますが、こちらの中で、国においては基本計画をつくる。それから都道府県、区市町村においては推進計画を策定するよう努めなければならないと、法定されているところでございます。

新宿区は、平成16年から子ども読書活動推進計画を策定いたしまして、さきほど御報告いたしましたように、現在、第三次の子ども読書活動推進計画を推進しているところでございます。

こちらの第三次推進計画は、平成27年度までを計画期間としてございますので、28年度からの第四次の推進計画を今年度、策定いたします。

まず、第三次推進計画について特徴を申し上げますと、こちらは家庭、地域、図書館、学校の役割を明確にして、区の全ての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことを目指してございます。

第三次推進計画の視点と目標ですが、まず視点が3つございます。1つ目は家庭、地域ぐるみの読書活動の環境づくり、2つ目は図書館、子育て関係施設における読書活動の推進、そして3点目は学校における読書活動の充実でございます。これらの視点は、家庭、地域、図書館、施設、学校それぞれで読書活動を推進していこうというものでございます。

目標としては、さきほど報告8で御報告申し上げました5つの指標によって、それぞれ目標値を定めているところでございます。

この第四次推進計画の策定方針といたしまして、まず、この第三次推進計画の成果と課題、それから、この間の子ども読書をめぐる状況の変化を踏まえること。2番目といたしまして、家庭、地域、学校を通じた一層の子ども読書活動の推進と環境づくりです。そして3番目といたしまして、目標と達成指標を明らかにし、評価、公表を行っていくこと。最後に4番目でございますが、国における基本計画、そして東京都が第三次子ども読書活動推進計画を策定していますので、これらとの整合を図ることを方針にしたいと考えてございます。

計画期間でございますが、28年度から31年度までの4カ年でございます。

今後の日程の概要でございますが、まず、地域、学校、またPTAの代表の方々からなる子ども読書活動推進会議、ここで検討を進めていきます。7月、9月、来年の2月ごろに会議の開催を予定してございます。

また、区役所内の検討組織といたしまして、策定委員会を設置しまして、こちらも子ども

読書推進会議とあわせて計画策定に向けた検討を行ってまいります。そして、パブリックコメントを10月から11月ごろに実施して、平成28年3月末までには推進計画を策定したいと考えてございます。

なお、教育委員会、また文教子ども家庭委員会に適宜報告させていただきまして、御意見を頂戴したいと考えてございます。

資料裏面には、子ども読書活動推進会議、また、今後設置を予定してございます策定委員会の要綱の抜粋を掲載しております。

また、別紙といたしまして、第1次、2次、3次の推進計画における目標値、それから実績の推移を掲載してございます。

以上で報告を終わります。

○教育指導課長 それでは、報告11、平成28年度使用教科用図書採択について、採択の流れと主な日程について報告をさせていただきます。

小学校の教科用図書につきましては、昨年度教育委員会で採択をしていただきましたものを、平成27年度から平成30年度まで4年間使用することになります。

今年度は、中学校の教科用図書採択を行っていただく予定となります。

それでは、採択の流れを御説明いたしますので、資料をごらんください。

新宿区教育委員会は、教科書採択に当たり、教科用図書に関する調査、審議の結果を答申するよう審議委員会に諮問します。それを受けて、審議委員会は全ての教科用図書について調査研究及び資料作成を教科別の調査委員会に依頼します。また、審議委員会は、全ての教科用図書について資料の作成を学校に依頼します。

調査研究を依頼された学校は、資料を作成し審議委員会に報告、同様に調査委員会も調査資料を作成し審議委員会に報告をします。審議委員会は、調査委員会及び各学校から報告された調査研究資料をもとに、全ての教科用図書に関して調査・審議し、結果を教育委員会に答申する。このような流れになります。

教育委員会においては、審議委員会の答申、各調査委員会委員長の報告を受け、それに関する質疑を行った上で協議し、平成28年度に使用する教科用図書を種目ごとに一種を採択することになります。

そして、採択結果を東京都教育委員会へ8月31日までに報告するというのが、教科書採択の流れとなります。

続いて採択の日程について御説明いたします。

主な採択の日程ですが、5月18日、中学校の調査委員会を開催いたします。同時に、各学校の調査も行います。6月19日、各学校の調査あるいは調査委員会調査の資料を審議委員会に提出します。6月26日以降、審議委員会を開催します。6月5日から18日まで、教科書の特別展示を教育センターと区役所4階教育指導課で行う予定です。あわせて、6月19日から7月2日まで、法定展示を教育センター、区役所4階教育指導課、四谷区民センターで行う予定です。7月15日から臨時教育委員会で教科書の協議を行っていただきます。8月7日、教育委員会定例会で採択をする。以上のような、日程を組んでございます。

以上で、平成28年度使用中学校教科用図書採択の流れと日程についての報告を終わります。

○羽原委員長 説明が全て終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問はございますか。

○教育長 今回、統括指導主事として世田谷から異動してきた篠塚は、新宿の西戸山小学校での勤務経験があります。ここでご挨拶をしていただくのはいかがでしょうか。

○羽原委員長 それでは、篠塚統括指導主事に御挨拶をしていただきたいと思えます。

○統括指導主事 私、篠塚は、前任校は世田谷区の九品仏小学校ですが、教員としては、平成13年度に西戸山小学校に勤務しておりました。その後、世田谷区に異動し、狛江市教育委員会を経て、また世田谷に戻り、この度新宿区の統括指導主事として異動してまいりました。

よろしく願いいたします。

○羽原委員長 ありがとうございます。

御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 しんじゅく安全・安心情報ネットのことについて触れられています。これは最初の1番の鈴木ひろみ議員の質問ですが、教育長の答弁の3番のところに、「各学校では、受け取った情報の内容により、一斉メール配信システムなどを利用して、迅速に保護者への情報提供をする」と書かれています。これは各学校に任されている部分があるように思われますが、各学校の迅速に保護者への情報提供を行う体制は、どのような体制なのでしょうか。

○教育調整課長 危機管理課から、学校に対し、しんじゅく安全・安心情報ネットが配信されます。各学校では副校長を中心に、メール配信の登録をしている方に対し、一斉メールを送信してございます。

メール配信の登録をしない方については、電話とその他、漏れがないように情報提供をしてございます。

それに加えて、危機管理課から教育調整課にもしんじゅく安全・安心情報ネットが配信されますので、危機管理課と調整をしながら、各学校に情報提供を行い、漏れないようにしっかりと対応しているところでございます。

○松尾委員 漏れないという点は了解いたしました。例えば実際に過去迅速に情報提供はできたかどうかということで、その点の検証は行っていますか。

○教育調整課長 私どもで情報の集約という形で報告が上がってきています。また、しんじゅく安全・安心情報ネットにつきましては、警察等からの情報をもとに危機管理課が配信をしています。その点については、私どもも学校に情報提供し、一斉メール等の処理をしております。

このほか、情報ネットではなくて個別の案件、例えば、不審者や不発弾が発見された場合には、その地域によって情報提供をしています。特に一つ一つ検証をするといったところまでには至っていませんが、私どもを中心に各学校と連携を図りながら運用を行っております。

これまで、漏れがあるようなことはございませんでしたけれども、今後、検証もしっかり行っていきたいと思っております。

○松尾委員 こういう緊急の情報というのは突然やってくるものだと思いますが、学校も日常的に教育活動を行っていますし、副校長先生は非常にお忙しい中、さまざまな業務に対応なさっていると思います。そういった中で緊急のメールに対して迅速に対応しなければならないということで、状況によっては、例えば体育館で何か指導を行っているとか、説明会を行っているとか、そのほかさまざまな業務がありますね。そのようなときに受け取った情報の内容を判断して迅速に保護者への情報提供をするという業務がすぐにできるかというところが少し心配になったのでご質問をいたしました。

そうしますと、副校長先生が業務に対応中の場合には副校長をサポートの方がいて、迅速に副校長に報告し、判断を仰ぐというようなことも場合によっては必要になるのではないのでしょうか。少し心配のし過ぎなのかもしれませんが、日常的には大きな問題にならないかもしれませんが、本当に緊急の重大な事態の場合にはそれが問題になってくる可能性も当然あるので、そのあたりを少し検討していただきたいと思った次第です。

○教育調整課長 御指摘のとおりでございます。まずメール発信につきましては、校長、副校長、それから事務担当者宛てに送っております。ですから、例えば移動教室などの場合であっても、校長、副校長、事務担当者の全員が不在ということはございません。このことは、危機管理マニュアルにも指定してございますので、なるべく情報を速やかに受け取りで

きるように、今後も御指摘のとおり、子どもたちの安全・安心に努めていきたいと思っております。

○羽原委員長 よろしいですか。ほかにご質問などありますか。

○今野委員 教育委員会も区民との対話をより広げたらどうかというような質問があるようで、御答弁にあるように、私たちも中学生やPTAの方々と様々な形で交流をしてきています。

それで、以前もここでお話が出たかと思えますけれども、できるだけ学校教育に関連していろいろご協力いただいている経験の多い方々との協議のような場は必要だと思います。以前はスクールコーディネーターの人たちとの会もあったようです。今後は例えばコミュニティスクールの協議会の会長さんやメンバーの方だとか、あるいは学校支援アドバイザーの方々と会が設けられればいいかなと思っております。

一方で、多少儀式的なものの整理もあっていいかなとも思います。私は入学式、卒業式のことを念頭に言っていますが、卒業式に行くと、儀式ではあるけれども、子どもたちの成長の実態だとかというものが非常に感動的によくわかります。全く行かないことも問題だし、たくさん行きたいとも思いますが、全部には行けないので、そのあたりを少し整理しつつ、実質的にお話をできる機会を増やすことも少し考えていただくといいと思います。

○教育調整課長 御指摘のとおり、学校に関係する方々との協議といったところが非常に重要かと思えます。スクールコーディネーターや学校評議員、学校運営協議会ですとか学校支援アドバイザー等々、話し合いの場を設けることも必要でございます。

儀式的なものの整理といったことも御指摘にございましたが、この点については、効果的、効率的に運営できるように今後、教育委員のみなさまと御相談をさせていただければと思っております。

○羽原委員長 3点ほど。まず、フリースクールの問題ですが、文科省はフリースクールをある程度認めていこうというようなことを新聞記事で読んだのですが、その辺は何か動きがありますか。

それから、若松町のフリースクールあるいは大志学園が、どのぐらい不登校のお子さんを預かっているのか。それとメンタルフレンドというのは新宿区の場合何人ぐらいいるのか、そのあたりを教えてください。

○教育指導課長 フリースクールの今の状況について御説明をいたします。

若松町にあるのは、新宿シューレという不登校児童・生徒のための学校です。ここに付きましては、現在、小学校から二十歳までの約二、三十名の子どもたちが在籍していると聞いて

ています。新宿区内のお子さんは、小学生が1名通っていると聞いています。

もう一点、大志学園につきましては、こちらは高田馬場にある不登校児童・生徒のための学園です。昨年度の状況ですけれども、新宿区内の中学生が2名程度、通っていたと聞いています。

不登校児童・生徒のお子さんがフリースクールに通っている場合には、校長は、フリースクールが学校復帰を目的にしているのか、そしてあわせて学校と同様の教育活動を行えるのかということを確認し、また定期的に保護者や児童・生徒と面談を行うということを出席扱いにする条件の1つとしています。

次に、メンタルフレンドのお尋ねでございますけれども、つくし教室の指導員が平成26年度の9月頃から1名の方について約1カ月に2回ほど、お宅を訪問しております。どうしても外に出られないといったような状況に十分配慮しながら、平成27年度も継続して支援をしている状況です。

○**羽原委員長** それから2つ目で、学校選択制度の区長の答弁についてです。

戸塚第三小学校へ行った際、父兄の方から学校選択制度は本来やめるべきだという話がありました。僕としては、アンケートの結果からすると、学校選択制度は受け入れられているという、それが非常に大きい存立のレゾンデートルになっていると思っているのですが、区長の答弁にその付近の土台がないように思いました。

○**教育長** 区長としては、教育委員会が学校選択制度をつくっていることを尊重していますという答弁で、その評価をしていない内容となっています。

○**羽原委員長** そのような答弁であれば、教育長が補足説明をすれば良いのではないのでしょうか。

○**教育長** 質問は、新たに就任された区長に対して、学校選択制をやめるように見直してほしいという趣旨でした。それに対して、区長は、教育委員会が決めたことを尊重していきますという答弁をされたという流れです。それと同じ質問を教育委員会にはしていないので、私は何も答えていない形になっています。

○**羽原委員長** それから、今野委員から発言がありましたけれども、僕はいわゆる学校現場に行く機会はなるべく多いほうが良いと思っています。行けない事情があるけれども、行ける限りは行ったほうが良いわけだから、縮小していこうというのはどうかなと思います。

それと、僕はもともと若い先生方との話の場が欲しいと思っていますが、いろいろ問題があるようで、なかなか実現できないですね。

ほかに、報告2について、御意見、御質問がありますでしょうか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特にないようですので、報告3の質疑に入ります。

○松尾委員 よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートということですが、このアンケートの結果が出て、その学校に提供される帳票例というのが表にございます。これで見ますと、説明の中には、例えば不登校、いじめ被害を受けている可能性が高いというものがあります。また、4つの部分におおむね分かれていて、それぞれ説明がありますが、いじめを受けている人がいた場合、いわゆるいじめの加害側になっているかもしれない子どもというのが見えると指導しやすいと思います。

それから、例えば、この不適応感やいじめの被害を受けている可能性は低い、学級内で認められることが少なく自主的に活動していることが少ない意欲の低い児童・生徒とありますけれども、例えば子どもによっては、割と引っ込み思案なタイプの子もいます。なかなか積極的に発言はしづらけれども、自分なりに実は積極的に取り組んでいる。でも、それが見えない子がいると思います。そういうタイプの子というのはどのように見えてくるのかなと思います。心理学的な分析だと思うので、このアンケートの項目からどのように導くかわかりませんが、今述べたようなことについては何かこのアンケート調査とかかわりがありますでしょうか。

○教育指導課長 このhyper-QUというアンケートは、先生が子どもたちの状況を把握するための一つの手段と捉えています。これを絶対のものとして見ることは、逆にふさわしくないだろうと考えています。普段の子どもたちの様子を観察した教師の目と、観察の記録とこのアンケートをすり合わせてみたときに、どういう子どもたちの姿が見えてくるのか、ここが最も重要な点だと思っています。このhyper-QUを活用することで、一人一人の先生方の児童・生徒の変化に対する敏感さや感性を高めること、あるいはこの調査結果をもとに学年間で情報を共有することや、学校全体でこのお子さんをどうしていったらいいだろうかという情報が共有されることが最もいじめ・不登校対策に有効なのではないかと思っています。この調査の見方については、詳しくは私も河村先生の御講話を伺って勉強したいと思っていますけれども、これを絶対のものというように見ないことが大事なポイントだと考えているところです。

○松尾委員 このアンケートを絶対なものに見ないというのは、全くそのとおりだと思います。また、日常的に先生が子どもたちを見て、自分が実際に見る中で学級の様子をしっかりと把握

していくということが大切だということも理解いたします。しかし、その中で、このアンケートをしようというわけです。

今の説明を聞きますと、このアンケートにはいい面、非常に参考になる面もあるけれども、限界もあるということをおっしゃっていたと思います。そのあたり、どの辺が限界で、こういうことはこのアンケートからわかるけれども、こういうことはわからないとか、ある程度の指針になるなど、そういったことを今ここで詳細まで論じる必要はないと思いますけれども、実際に実施する場合には、先生方に対してそのような点についての説明会といったものが行われるものだと思います。実施に当たり、そのあたりの準備はどのような状況なのでしょう。

○**教育指導課長** このアンケートの活用の仕方は大きく2種類あると思います。1つは、一人一人の子どもの状況を把握し、その指導に生かす。今回、この調査につきましては、社会性がどのぐらい身につけているかということもわかります。その結果が担任の先生とその子ども向けの個票として返ってきます。それを見て、子ども自身が自分にはこういう特徴があると、これからその点を生かしていけば周りとうまくやっていけるとか、この点を注意してこうというような、個の指導に生かす側面があります。

もう一つは、学級集団の状況を把握することができます。この縦の承認得点と横の被侵害得点ですが、縦軸は、いわゆる学校生活に満足している度合いを示します。横軸は、安心して生活できている度合いをあらわしています。この分布がどのように固まっているかということによって学級が荒れている傾向にあるのか、あるいは先生が厳し過ぎるのか、あるいは先生のルールが逆に緩過ぎるのか、子どもたちが学級生活に満足できている状況か、そうでないかということの学級全体の状況を把握することにも使えます。このように集団の側面と個の側面で活用していくことが望ましいのではないかと考えているところです。

○**松尾委員** これは今年度一斉実施ということでしょうか。

○**教育指導課長** 今年度、区内の小・中学校、小学校4年生から中学校3年生まで全校で実施する予定です。

○**松尾委員** これは、開発された早稲田大学の先生は十分に研究なさっていると思いますがけれども、先行する実施例などは何か把握していますか。

○**教育指導課長** このhyper-QUにつきましては、既に幾つかの自治体で全区的・全市的に取り組んでおります。昨年度は、先ほどご紹介のあった篠塚統括が以前いた狛江市教育委員会が全市的な状況を発表しています。篠塚統括はその辺のことに詳しくて、いろいろなところ

へ講師としても行っております。

さらに、港区でも、昨年度から同様に実施していると聞いております。

○**教育長** 早稲田小学校と牛込第二中学校の2校がモデル校となっていますので、そのことについて説明をお願いします。

○**教育指導課長** 早稲田小学校と牛込第二中学校、御承知のように隣接する学校です。同じような集団のお子さん方がどのように変容していくかということに加えて、小学校と中学校でこのようなことが連携して取り組めると一層効果的であろうということで、この2校を指定しています。

○**羽原委員長** ご専門とのことなので、篠塚統括指導主事からもお話を伺いたいと思います。

○**統括指導主事** 今御質問にありました中で、1つ目のいじめのことについてですが、表立たいじめというものもありますが、横の被侵害得点に関しては、例えば、「学校に行きたくない」という項目、またそのことを頻繁に思っている、または言葉の暴力を受ける、体の暴力を受ける、グループづくりしたときに自分が最後になりがち、それから、休み時間に遊ぶ相手がいなくてひとりぼっちになりがちという項目があります。これらの項目がクラス全体の一覧になりますので、例えば横に並びますと、その子ども自体が何か被害を受けている、恐らく今は学校に来ていますが、学校に来なくなる可能性もありますし、またはいじめが原因で不登校になるということもあると思います。ですから、それを予防的に使えるということがあります。

それから、縦に並ぶと、これはみんなに共通して言葉の暴力がはびこっていることになるので、学級全体の問題ということが見てとれます。これはネガティブチェックと言いますが、座標軸にまとめる前に素点があります。ただ、その子にこのような回答を書いたのは何かということを知ると次から正直に書かなくなりますので少し難しいです。実際には先ほど教育指導課長が言われました観察、hyper-QUの質問紙、そして、面談、この3つを取り入れ、3つの角度から見ることによって、子どもが見えてきます。これは何がいいかといいますと、普段子どもが寄ってくる、または強くこの学級を否定するなどの行動を明確にできる子ほど、意外と悩んではいません。自由に発言できていますので、満足度は少し高い位置にあります。逆に、仕事は真面目にやっていますが、例えば掃除などではいつも不利益なところに虐げられたり、給食をもらっても少なかったりとか、そういう目に見えないようなことに対して、しっかりした子が随分悩みを抱えていることが見えてきます。これは親にも言わない賢い子ですので、このままの状態ですと学校生活を続けることには課題が見られるといった例がありま

した。

このように、普段見えないところに光を当てるとというのが、hyper-Q Uの一番いいところだと思っています。

○**羽原委員長** このhyper-Q Uという保護者に伝わりづらいネーミングは極力避けて、hyper-Q Uという表記をサブタイトルにできないでしょうか。このアンケートの何がいいのか、学校、友達アンケートなど、何かもう少し保護者が聞いてもわかる言葉遣いをする、極力その努力はすべきだと思いますよ。ここにいる教育長以外の教育委員はほとんど初耳の言葉で、保護者が聞いても、このhyper-Q Uで何をするのかということになるのでそれは避けたほうがいいですよ。もう少し工夫して導入したほうがいいと思います。

○**松尾委員** 今の委員長の御意見はもっともだと思います。例えば「学校生活アンケート」というのを新宿区としてそのアンケート名称にして、括弧して、「hyper-Q U」とするわけにはいかないですか。

○**教育指導課長** このアンケートについてはhyper-Q Uという名称で商品化されているため、著作権の問題がございます。しかし、保護者や児童・生徒に説明するときには、hyper-Q Uという名称だけでは伝わりませんので、アンケートの趣旨、どのようなアンケートなのかということは、引き続き丁寧に説明していきたいと考えております。

○**松尾委員** 著作権とおっしゃいますけれども、hyper-Q Uの名称には著作権があるけれども、何を実施するかというところのタイトルまでhyper-Q Uとしなければいけないわけではないと思います。

ですから、学校で実施する行事の名前を「学校生活アンケート」として、そこで使用するものがhyper-Q Uであると、そのように位置づけてはいけないのでしょうか。

○**羽原委員長** 事務局や学校は分かっていることかもしれませんが、もう少し保護者の方に伝わりやすい表現をしていただきたいと思います。そういった意識に変わってほしいということ松尾先生も言っていると思います。

○**教育長** 御意見はわかりました。しかし、hyper-Q Uは、市販している商品なので、それに対して区が使用する際に違う名称を付けることに関しては、これを開発した河村先生にも思いがあると思います。河村先生には今後も協力をしていただくことになっていますので、区が「学校生活アンケート」という名称でhyper-Q Uを実施することについては河村先生と相談をさせてください。

○**羽原委員長** 事務局には意識の変化と努力が必要だと思いますので、ぜひお願いします。

それでは、ほかにございませでしたら、報告4に移りたいと思います。

報告4について、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 報告4の特別支援教育の取り組みの重点ということで資料をまとめていただいておりますけれども、まず、ここで使われている言葉がなかなか見なれないものがあると思います。1つは、例えば課題1のところ、発達障害の児童・生徒への支援強化と書いてありますが、その下には情緒障害等通級指導学級の設置ということが書いてあります。ここでは、発達障害という言葉と情緒障害等という言葉があつて、これはどういう関係にあるのでしょうか。それから課題2のところ副籍交流という言葉が出てきますけれども、これはどういう意味なのでしょうか。

ほかにもあるかと思いますが、以上の2点について資料の文面からは少しわかりづらいと思いましたのでご説明ください。

○統括指導主事 まず、副籍交流を説明させていただきます。

新宿区では特別支援学校に学籍を持っている児童・生徒が、小学部で33人、それから中学部で11人います。

障害があるために特別支援学校に通っていらっしゃる方の学籍は、居住されている地域の学校ではなく、特別支援学校になります。しかし、居住がある地域の学校にも副の学籍を置きます、これが副籍という考えになります。そして、副籍のある学校の児童・生徒と交流を行う、これが副籍交流になります。

○松尾委員 そうすると、一般にはどこかの特別支援学校が本籍になり、新宿区内の学校が副籍となる。それで本籍の特別支援学校と副籍の新宿区の学校に両方通うことがあるというのが副籍交流であるということでしょうか。

○統括指導主事 そうです。

○松尾委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○統括指導主事 もう一つ、初めの発達障害と情緒障害についてです。こちらは、特別支援学級になりまして、特別支援学級は大きく分けると2つございます。

1つは固定級と申しまして、知的障害がある場合には、特別支援学級に籍を置きます。もう1つは、情緒障害の場合は、通常の学級にいて週に例えば2時間とか4時間とか、特別支援学級に通うことがあり、これを通級といいます。大きなくりは発達障害になりますが、その中でも情緒障害を持った者という限定がここに書かれている次第でございます。

○松尾委員 そうしますと、発達障害のある方が広く捉えられていて、そのうち通級指導学級

が適切な方については、情緒障害等に該当して通級学級に通うということでしょうか。そうすると、この特別支援教室モデル実施と書かれている特別支援教室とはどのような関係になりますか。

○**統括指導主事** 今までですと、通級学級が全ての学校にあるわけではなくて、何校かに1校しかございませんでした。例えば5校に1校しかない場合には、そこに予約をとって、保護者の付き添いのもとに、小学校の場合は、例えば2時間の授業を受けるために、行きに1時間、受けた指導は2時間、帰りに1時間、午前中4時間を使って通級学級に行っているのが実情です。そこで東京都では、子どもが移動する、親と一緒に移動するのではなくて、各学校に指導する人が出向いて、そこで指導したらいいのではないかという考えに立ち、このことを特別支援教室と言いますが、これをつくりなさいということになり、始めるということでございます。

○**松尾委員** この特別支援教室モデル実施というのは課題1の(1)のところに書いてありますけれども、その課題1のタイトルのところには、特別支援室を中心とした発達障害の児童・生徒への支援強化と書かれていますよね。そうしますと、先ほどの質問で、情緒障害等よりも発達障害というのは広く捉えられていて、大きなくくりの中で、そのうちの情緒障害等に該当する人というのが通級に通っているということです。そうしますと、ここで言っているモデル実施特別支援室というのも、先ほどの説明ですと、通級学級に通っているお子さんの便宜のために各学校に設置されるものであるということになります。これは発達障害の中でも、その中の情緒障害等に該当する人を支援するための教室と位置づけられていますか。

○**統括指導主事** 基本的には、そうでございます。ただ、先行実施しているモデル地域のことから申し上げますと、情緒障害がある程度出たとしても、例えば通級に通うことによってクラスを抜けるデメリットや周りの人から障害があるということを感じたたくないという保護者もいらっしゃいます。通級学級には潜在的にはニーズがありますが、特別支援教室を先行実施しているところでは、実際には通いまでしては行きたくないけれども、そういうところができるのであれば実際には受けたいという人がいまして、特別支援教室が増えている傾向にあるというのが今の状況です。

○**羽原委員長** よろしいですか。

ほかに報告4についてございますか。

○**今野委員** 特別支援教室のシステムについては、東京都で大々的に実施しようという政策決定に基づいて、新宿区も行うことになると思います。新宿区の場合には、お話を伺っている

限り、段階ごとに、全面的に実施していこうと、とてもいいことだと思いますし、そういう意味では、新宿区は全都的には、先頭の部類ですよ。ぜひ力を入れて実施していただきたいと思いますが、課題1の(5)のところで、保護者と教員に対しても説明をしたということですが、実際の保護者の反応や、あるいは現場の教員の反応というのはどのような感じだったのかお伺いできればと思います。

○教育支援課長 全区対象に実施した1月24日の説明会にお越しいただいた保護者の方々には、やはり今の通級の体制から変わることに対する不安のある方が若干名いらっしゃいました。通級の歴史もかなり長いものですので、そのシステムになれ親しみ、自分の子どもが通級学級に通って落ちついて帰ってくるといった部分が引き継がれるのかといった点で、少し不安だといった部分がありました。ただ、そういう方々に対しては、逆に、在籍する学校に、特別支援教室の先生に来てもらうことで、指導の時間は多少短くなるかもしれないけれども、在籍する学級担任と全面的に連携できるといった部分を説明すると、そういうことであればやってみようといった反応も出てきました。

それから、先生方に対しても、新しく始めるシステムになりますので、目黒区ですとか北区ですとか、先行実施している自治体の例について資料を使いながら説明をさせていただきました。説明をした際には、自分が拠点校と隣接校を回って、何時間ぐらい回ってどのぐらいの数になるのかという部分について、これから十分に準備をして始めていかななくてはいけないといったところが、先生方の反応としてございました。

○羽原委員長 報告4について、よろしいですか。

次に報告5について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○教育長 追加で御説明させていただきます。起工式ですけれども、起工式のときにはまだ新しい区議会の議長などの議会構成が決まっていないため、通常は議会側が並ぶ席に、今のところは小学校6年生、5年生の児童、そして、同窓会の代表のかたに並んでいただくことを検討していますので、いつもの起工式とは違った雰囲気になります。また、具体的に決まれば御報告します。

○羽原委員長 報告5についてよろしいですか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 それでは、次に、報告6について御意見、ご質問がありましたらどうぞ。

この児童・生徒数ですが、去年もその前も言っていますが、きょうはまだ4月3日だから、そこまでできないにしても、この単年度の数表をもらっても、変化が読み取れない。分析に

については、学校運営課長からプラス、マイナスの数字も説明されましたが、数字は資料がなければとっさに判断ができません。学級数にしても、子どもたちの増減が非常に大きい状況にしても、なぜそうなったかと、そういうことがこの資料ではわかりません。二、三年分の変化を数表化することも、一度だけやっていただきましたが、今回は速報ということでしょうが、変動の分析を理解したいので、今後は経年の変化が分かる資料の作成を継続していただきたいと思います。

○**教育長** 例年4月の数値は速報値となるため、経年の比較資料として適切でない部分もごございますので、今後は速報値とは別に、基準日の数値で各年度の比較ができる資料についてもお渡ししたいと思います。

○**羽原委員長** 報告6について何かございますか。

[発言する者なし]

○**羽原委員長** 特になければ、報告第7について御質問がありましたらどうぞ。

[発言する者なし]

○**羽原委員長** それでは、報告8について御質問がありましたらどうぞ。

それでは、僕から。1つは、②の団体貸出冊数の今年度目標値が、なぜ減少の目標なのでしょう。何か事情がありますか。

○**中央図書館長** 平成27年度の目標値というのは、この第三次子ども読書活動推進計画を策定した24年度当時に最終値として設定した値となります。平成24年当時には、平成27年度に団体貸出冊数を5万冊として目標に掲げ、様々な事業を行ってきた結果として、目標値を上回る成果が得られたという状況でございます。

しかし、目標を達成したからそれでいいということではなく、前年度を上回るような努力を引き続きしていきたいと考えてございます。

○**羽原委員長** もう一つは、貸出冊数ですが、これも数字だけだとなかなかわからない。それで、例えば小学校の低学年、中学年、高学年、あるいは中学生で、貸し出しの多かったベスト50やベスト100など、具体性がもう少し記載があると、みんな読んでいるから読もうということにつながるのではと思いました。

というのは、増えることはいいことだけれども、増えるといっても漫画などが増えても読書の質的な向上にはつながらないという意味で言わせていただきました。

それから、図書館の大人のほうですが、特に時流に乗った本の貸し出しのニーズが多いでしょうから、十数冊同じ本を買う。それにより、確かに貸し出しは増える。だけど、そうで

はなくて、教育水準というか、啓発されたものが高まっていくということも図書館の質の上では非常に重要なので、もうなさっているかもしれませんが、何かもう少し工夫があると良いのではないのでしょうか。

○中央図書館長 図書館はデータの宝庫でございまして、それぞれの貸し出しベスト50は、毎月ホームページ等でも公表しているところがございます。

児童に関しましても、同様に、そのような統計をとっていますので、次回の第四次計画の際には、単に量的なものだけではなく、質的な部分に着目した指標も検討して、読書活動の質の面からの評価もいただけるような、そういった工夫をしていきたいと考えてございます。

○羽原委員長 やはり読みたくなるようにしむけてほしいと思います。年代によって100冊ぐらいは必要だと思いますね。そうすると、どのような本が読まれているのかとか、保護者も参考になると感じています。

ほかによろしいですか。

○古笛委員 学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合や読書が好きな児童・生徒の割合ですが、学校別の数値などもわかるのでしょうか。

○教育支援課長 学校別も出てございます。

○古笛委員 学校によっては朝の20分で読書をする時間を設けるなど工夫をしていて、本好きの子どもにしているところもあるので、競争心をあおるというわけではないのですが、そういうこともぜひ知りたいなと思います。

○教育支援課長 学校では朝読書をしています、それでも読書をしていない子というのが浮き彫りになっている部分もございます。その辺に対しては、今年度以降、力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

○古笛委員 補足の意見になりますが、数値の公表は、一人歩きをして保護者の間で学校の評価に関わる噂になることも考えられる難しい部分もありますので、ぜひ慎重に御対応いただけたらと思います。

○教育支援課長 その辺は十分配慮をしながら、どのような形がいいかを十分考えさせていただいて、数値を出していきたいと思います。

○羽原委員長 よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 それでは、報告9について御質問をお願いします。

○今野委員 これから1年をかけて新しい四次の計画をつくる段階に入っているということで、

ぜひ新しいいい計画をつくっていただきたいと思います。そのときに、今も議論がありましたけれども、5つの大きな目標の達成に向かって事業をするというようになっていまして、その5つが今出ました。それぞれ、いわばアウトカムです。子どもが本を好きになるとか、不読率の減少などということで、それ自体最終目標で、そこを達成するように目標を立てる、そのこと自体は非常にいいことですが、あわせて、アウトプットというのか、例えばそれに至るまでに図書館側あるいは家庭もそうかもしれませんけれども、こういう施策を着実に打っていきますということをアウトプットレベルの目標設定もあわせてしていくと、先ほど言われた質的な向上にもつながっていくのではないかなと思います。

ここは子どものことですから、区立図書館の地域館はたくさんありますけれども、例えば子ども対象の読書絡みのイベントや講座を行って盛り上げますとか、あるいは先ほど委員長が言われた貸出しのランキング、子どもたちによく本屋さんでやっている、推薦図書のポップアートを作ってもらおうコンクールなどを行ったり、そういったイベントをたくさん実施するという目標をつくったりということも良いのではないかなと思います、あるいは、ある図書館では、子どもが学校から帰ったら、必ず宿題をするために地元の図書館に寄って、子どもの居場所にする。そういうときには、宿題自学コーナーをつくったり、あるいはボランティアで大学生が子どもたちを教える。また、図書館ごとの読書クラブみたいなものをつくりますとか、いろいろと読書活動を盛り上げることを考えられるので、それぞれの図書館ごとで決めるのでしょうけれども、そういったアウトプットレベルの目標ということも計画の中につくられると、良いのではないかなと思います。

特に、1枚目の2の(1)の③のところで、目標と達成指標を明らかにしてというようなことがありますので、ぜひそういうものも、これから策定委員会の中で議論していただいたらどうかと思いました。

以上です。

○中央図書館長 大変貴重な御指導、ありがとうございます。

アウトプットということで、現在の第三次子ども読書活動推進計画も50ほど、そうしたアウトプットを記載している計画になってございます。

こちらの子ども読書活動推進計画は、図書館だけということではなくて、この策定委員会の中には学校長や学校、それから区長部局の子ども家庭部の関係部署の所属長がそれぞれ入っていただいて、設置する予定でございます。ある意味、区を挙げて、それぞれの部署がしっかりとその工夫を凝らしたアウトプットを盛り込むような計画づくりに努めてまいります。

ので、今後とも御意見をいただきたいと思います。

○松尾委員 新宿区で子ども読書活動推進会議というのと、子ども読書活動推進計画策定委員会というのが2つありまして、これを見ると、おおむね並行して開催されているように見えます。

1つは、この両者の関係がどのようになっているかということ、それから、その会議の構成を教えてください。（1）のほうは第3条に構成とありまして、そこにPTAから各代表3名、それから中央図書館読み聞かせ会代表、学識経験者、区職員とあります。第三次計画の視点と目標はというところに、3つの視点があって、その3つの視点で家庭、地域ぐるみ、それから区立図書館、子育て関係、それから学校と3つ舞台があります。そうしますと、この3つの視点ということは、それぞれから代表が入っていてしかるべきだと思うのですが、ここには学校が入っていないように見えます。

例えば、地域ぐるみということだと、地域活動をなさっている方の代表者が入っていてもよいように思えますよね。ですから、これは視点との整合性という点から、少し改善の余地があるのかなと私は感じましたが、いかがでしょうか。

○中央図書館長 まず、子ども読書活動推進会議でございますが、資料に記載の構成で現在も設置してございまして、会議を年3回程度開いています。担当事項が第2条にあります。子ども読書活動の推進に関する次の事項を協議するということで、子ども読書活動推進計画を策定する、協議体となっております。

必ずしも全ての団体の代表というわけにはいかないため、家庭、地域、学校というもので構成されているPTAの代表が構成に入っていると理解しているところでございます。

次に、この推進会議と庁内の検討組織ですが、推進計画の策定にかかわる協議体は、推進会議でございまして、それに基づいて区としてこれを策定するわけでございます。そして区としての様々な施策を検討していくものが庁内組織で、それが策定委員会でございます。ここでは、校長、教員などもお入りいただいて、施策を検討していくということで考えてございます。

この庁内検討組織は、計画を策定する年度に単年度ごとに設けてございまして、策定と同時に、時限的に解散しています。

今年度、第四次の策定年度に当たりますので、こちらの構成メンバーにより、検討組織を新たに設置して、今年度1年間、検討していきます。

○松尾委員 PTAが地域と学校と保護者、3つを体現しているということでしたが、確かに

P T Aは地域と連携していろいろ活動しておりますし、P T Aの中には、例えば副校長先生が役員で入っていらっしゃると思います。しかし、P T Aの活動は、基本的には保護者主体の感じがするので、学校の教員の立場から学校での具体的な指導、それから、子ども読書のかかわりといったところまでをP T Aで検討するのは難しいという気がします。先生方はお忙しいので、参加していただくのは難しいかもしれませんが、これにかわるアプローチがあればいいと思いますので、御検討をお願いします。

○中央図書館長 その点については、子ども読書活動でございますので、パブリックコメントもしっかりと行いまして、子ども読書にかかわるさまざまな方々のお声を丁寧に拾い上げて、良い計画にしていきたいと思っております。

推進会議自体は要綱を改正して、また新たにということは難しいところがございますので、地域、また、子ども読書活動にかかわるさまざまな活動をなさっていらっしゃる方々のお声を計画に生かしていくような、そういったことはいろいろと工夫していきたいと思っております。

○羽原委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特にありませんようでしたら、最後の報告11について御質問はありますでしょうか。

これまでと大きな変化は何かございますか。

○教育指導課長 採択の流れや手続については、昨年度に採択していただいた、小学校の教科用図書と同様でございます。

○羽原委員長 ほかに特にありませんか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 それでは、次に報告12、その他とありますが、事務局から何かございますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で本日の教育委員会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。

午後 4時23分閉会